福島県告示第百五号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

目 次

○県営土地改良事業計画を定めた件

○森林病害虫等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件

○道路の供用を開始する件三件○道路の区域を変更する件二件

公

○落札者を決定した件

島

福島県内水面漁場管理委員会

○コイの持ち出し等について指示する件

○コイの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件

ルル

四倉加入区の指定漁船所有者から、

'きことについて同意があった。

令和七年二月二十五日

告

示

べきことについて同意があった。 新地加入区の指定漁船所有者から、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定により その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

令和七年二月二十五日

福島県知事 内 水堀 産 雅

> すべきことについて同意があった。 久之浜加入区の指定漁船所有者から、

令和七年二月二十五日

課雄

福島県告示第百六号

勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により

> べきことについて同意があった。 **令和七年二月二十五日**

福島県知事 内 堀

水 産 雅 課雄

福島県告示第百七号

べきことについて同意があった。 江名加入区の指定漁船所有者から、 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定により、 その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

令和七年二月二十五日

福島県知事 内 水 堀

産 雅 課雄

福島県告示第百八号

豊間加入区の指定漁船所有者から、 べきことについて同意があった。 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定により、 その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

令和七年二月二十五日

九

福島県告示第百九号

漁船損害等補償法

(昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定により、

その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す

九 <u>八 八 八 八 八</u> 九 九 八 八 八

福島県知事 内

水堀 産 雅

課雄

内

課雄

福島県知事

水 堀 産 雅

(昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定により

その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付

福島県告示第百十号

漁船損害等補償法

福島県知事 内 水 堀

産 雅 課雄

(昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の四第 項の規定により、

福島県告示第百十一号

土地改良法

区域及び期間

2

期間 区域

令和七年四月*一*福島県一円

日

から令和八年三月三十一日まで

森林病害虫等の種類

松くい虫

1

豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧台地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・ に供する。

令和七年二月二十五日

縦覧に供する書類

縦覧の期間 土地改良事業計画書の写し

令和七年二月二十六日から 年三月十七日まで (二十日間)

伊達市役所 縦覧の場所

三

(農村計画課)

福島県告示第百十二号

命令に係る事項を次のとおり定めた。 森林病害虫等防除法 令和七年二月二十五日 (昭和二十五年法律第五十三号) 第五条第一項の規定による駆除

内 雅

雄

福島県知事 堀

行うべき措置の内容

福

当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいう。)を行う場合は、この限りでない。 合にあっては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。)又は 倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場 できないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐 びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることが その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並 命令をしようとする理由 一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木

(森林保全課

福島県告示第百十三号

行わなければ松くい虫が異常にまん延し、

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を

県内一円の松林に重大な損害を与えるおそ

れがあるため

計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供す ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道

令和七年二月二十五日

福島県知事

内

堀 雅

雄

福島県知事

内

堀

雅

雄

字月斉一番一: 字月斉一番一:	字東 大畑 川郡浅川	路 線 名 区
田 一 地 先 ま で	二六五番地町大字東大	間
変更後	変更前	の変変 更更 別後前
四・○~ · ○		(メートル)敷地の幅員
三	= = = =	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第百十四号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県県中建設事務所で令和七年二月二十五日から二週間 **令和七年二月二十五日** 一般の縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

均彩	湯 浅川停車 県道磐城	路接名	k
先まで 畑字東大畑一 同 郡同 町	畑字裏門五○番地先石川郡浅川町大字東	Þ	<u>(</u>
六三番地	番地先か	Ī	ij
変更後	変更前	の 変 見 別 後	更更
〇·六回 	一六・〇~	(メートル)	敷地の幅員
	<u> </u>	(メートル)	延
九 九 二 	九九・二	トル)	長

(道路計画課)

福島県告示第百十五号

設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般国道一一八号	路線名
一地先まで 一地先まで 一地先まで 町 郡同 町大字浅川字月斉一番二六五番地先から 二六五番地先から	供用開始の区間
令和七年二月二六日	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第百十六号

設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和七年二月二十五日

島

福島県知事 内 堀 雅 雄

線 県道磐 城	路
浅 川 停 車	線
場	名
一同〇石 六 番川	供
三郡地郡	用
地町の川町大	開
で字 字	始
(字東大畑)	の
1 字 字	区
東 東 美 門 五	間
令	供
和七	用
年	開
	始
月二	の
六日	期
	日

福

(道路計画課)

福島県告示第百十七号

設事務所で令和七年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

令和七年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	県道須	路
	賀川矢吹線	線
	砂	名
先 同 地 ま 先	岩瀬	供
で郡から町	郡鏡	用
	石町	開
成田字東	成田宮	始
東三	字新町	の
五五五	八八八	区
五番地	番二	間
	令	供
	令和 七年	用
	车	開
	月	始
	$\frac{\Xi}{\Xi}$	の
	五. 目	期
		-

日

(道路計画課)

公 告

公告第48号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定 役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」 とい 第12条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規 。) 定により公告する。

令和7年2月25日

福島県環境創造センター所長 木 浩 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 福島県環境創造センターで使用する電気 予 定 数 量 6,595,719kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 福島県環境創造センター総務企画部総務課 福島県田村郡三春町字深作10番2号
- 落札者を決定した日 3
 - 令和6年12月23日
- 落札者の氏名及び住所 4
 - エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都府京都市南区東九条室町23番地

用水面等に再放流する場合は、この限りでない。 除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、

コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこ

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、

採捕したコイを採捕した公共

委員会が承認した場合を

コイと水を介しての接触がないコイであること。

コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、

又は生息していた

コイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

国又は地方公共団体が試験研究の用に供するコイにつ

PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)又はLAMP法で

放流の制限

委員会は、

認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等

以 下

水が

域」という。)に生息するコイを持ち出してはならない

指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、

公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面

。 以 下

「公共用水 又はか

かって水面

ている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)

- 落札金額 5
 - 228,431,995円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和6年11月8日

(生活環境総務課)

令和七年四月

指示の期間

いては、適用しない。

1及び2に掲げる事項は、

遺棄の禁止 生死を問わず、

日 Iから 令和八年 月 一 日 まで

コイの持ち出し等について指示する件福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

令和七年二月|

号)に基づき、 指定水域の範囲を次のとおり定める。 (令和七年福島県内水面漁場管理委員会指 宗第

福島県内水面漁場管理委員会指示第 一号

福

島

内

水

面

漁場管

理

委員

会

コイの持ち出し等について、漁業法 項及び第百七十一条第四項の規定により、 令和七年二月 次のとおり指示する。 一十四年法律第二百六十

号)

第百二

1

持ち出しの禁止

内容

会長 片 山 亜

優

福島県内水面漁場管理委員会

一十五日 昭 和

会長 片 山 亜 優福島県内水面漁場管理委員会

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。